

○「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(平成 16 年 8 月 1 日医政発第 0801001 号) (抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第2 8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用の場所等の制限(新規則 第30条の14)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別の理由による場合であつて、かつ、適切な防護措置を講じたときに おいては、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室においてエック ス線装置又は磁気共鳴画像診断装置(以下「MRI 装置」という。)を用いるこ とが認められるものであること。陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使 用室においてエックス線装置又は MRI 装置を用いる場合を具体的に示せ ば、以下(ア)から(ウ)までに掲げるものであり、これに限定されること。な お、これらの場合であっても、同時に2人以上の患者等の診療を行うことは 認められないこと。</p> <p>(ア) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等の画像 診断の精度を高めるために、エックス線装置のうちCT装置であつて、こ れに陽電子放射断層撮影装置が付加され一体となったもの(以下「陽電 子-CT複合装置」という。))によるエックス線撮影を陽電子放射断層撮影 装置の吸収補正用(画像診断の定量性を高め、精度の高い診断を可能と することを目的とし、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素からの放射 線の臓器や組織による吸収を補正すること。以下この通知において同 じ。)として使用する場合。</p> <p>(イ) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等の陽電 子断層撮影画像との重ね合わせのために、陽電子-CT複合装置による エックス線撮影を行う場合又は MRI 装置に陽電子放射断層撮影装置が 付加され一体となったもの(以下「陽電子-MRI 複合装置」という。))による MRI 撮影を行う場合。</p> <p>(ウ) 陽電子断層撮影画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像又は MRI 撮影画像のみを得るために、陽電子-CT複合装置によるエックス線撮影</p>	<p>第2 8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用の場所等の制限(新規則 第30条の14)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別の理由による場合であつて、かつ、適切な防護措置を講じたときに おいては、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室においてエック ス線装置等を用いることが認められるものであること。このうち、陽電子断 層撮影診療用放射性同位元素使用室においてエックス線装置等を用いる 場合を具体的に示せば、以下に掲げるものであり、これに限定されること。 なお、これらの場合であっても、同時に2人以上の患者等の診療を行うこと は認められないこと。</p> <p>(ア) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等の画像 診断の精度を高めるために、エックス線装置のうちCT装置であつて、こ れに陽電子放射断層撮影装置が付加され一体となったもの(以下「陽電 子-CT複合装置」という。))によるエックス線撮影を陽電子放射断層撮影 装置の吸収補正用(画像診断の定量性を高め、精度の高い診断を可能と することを目的とし、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素からの放射 線の臓器や組織による吸収を補正すること。以下この通知において同 じ。)として使用する場合。</p> <p>(イ) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素が投与された患者等の陽電 子断層撮影画像との重ね合わせのために、陽電子-CT複合装置による エックス線撮影を行う場合。</p> <p>(ウ) 陽電子断層撮影画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像のみを得 るために、陽電子-CT複合装置によるエックス線撮影(以下「CT単独撮</p>

て、当該陽電子-MRI 複合装置を使用する旨を記載し、新規則第 29 条第 2 項の規定により、病院又は診療所の所在地の都道府県知事に変更の届出を行う必要があること。

(カ) 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室に陽電子-MRI 複合装置を備えた場合の安全確保及び放射線防護に関しては、関係学会等団体の作成するガイドラインを参考にを行うこと。